

国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等規則実施細則

〔平成22年 1 月13日
細 則 第 2 号〕

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎等規則（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、学生宿舎、国際交流会館、国際学生宿舎、30周年記念学生宿舎、インターナショナルロッジ及びLinkTeCH House（以下「学生宿舎等」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

(入居資格及び定員)

第2条 規則第5条の規定による学生宿舎等の入居資格及び定員は、原則として次のとおりとする。

宿舎名称	入居資格	居室区分	定員 (人)
学生宿舎	日本人学部男子学生	単身室	355
	外国人男子留学生	単身室	5
国際交流会館	日本人大学院男子学生	単身室	2
	外国人男子留学生	単身室	42
	外国人留学生夫婦	夫婦室	8
	外国人留学生家族	家族室	5
	外国人の研究者	単身室	2
国際学生宿舎	日本人学部女子学生	単身室	35
	外国人女子留学生	単身室	15
30周年記念学生宿舎	日本人大学院男子学生	単身室	5
	日本人大学院女子学生	単身室	5
	外国人男子留学生	単身室	3
	外国人女子留学生	単身室	5
	身体上の障害がある学生	単身室	1
	外国人留学生、日本人5年一貫制博士課程学生（第3学年から第5学年までに限る。）及び日本人博士後期課程学生並びにその配偶者	夫婦室	5
インターナショナルロッジ	外国人の研究者、外国人留学生及び日本人学生並びにその配偶者	夫婦室	12
	外国人の研究者、外国人留学生及び日本人学生並びにその家族	家族室	2
LinkTeCH House	外国人男子留学生及び日本人男子学生（外国人留学生と日本人学生の割合は同数を基本とする。）	単身室	68

外国人女子留学生及び日本人女子学生（外国人留学生と日本人学生の割合は同数を基本とする。）	単身室	14
--	-----	----

（入居期間）

第3条 規則第6条の規定による宿舎に入居することのできる期間は、次のとおりとする。ただし、LinkTeCH Houseについては、この限りでない。

入居時期	入居期限
4月1日から8月31日までに入居する外国人留学生	翌年度の末日
4月1日から9月30日までに入居する日本人学生	翌年度の末日
9月1日から9月30日までに入居する外国人留学生	翌々年度の8月31日
10月1日から3月31日までに入居する日本人学生及び外国人留学生	翌々年度の9月30日

2 外国人の研究者の入居期間は、原則として1年以上2年以内とする。

（入居願）

第4条 規則第7条の規定による入居願は、別紙様式第1のとおりとし、必要書類を添えて、指定する募集期間内に提出するものとする。

（入居許可書の交付）

第5条 規則第8条の規定により、入居を許可したときは、入居許可書（別紙様式第2）を交付する。

（入居手続）

第6条 規則第9条の規定による入居手続は、誓約書兼入居届（別紙様式第3）を提出することにより行う。

（入居期間延長願及び許可）

第7条 入居期間満了後も引き続き入居を希望する者は、原則として入居期間満了の1月前までに入居期間延長願（別紙様式第4）を提出しなければならない。

2 入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書（別紙様式第5）を交付する。

（許可の取消）

第8条 規則第13条の規定により、入居許可を取り消したときは、入居許可取消通知書（別紙様式第6）を交付する。

（光熱水料等）

第9条 規則第10条第2項の規定による光熱水料その他必要な経費は、次のとおりとする。

一 光熱水料 居室の専用メーター等による使用料（月額）

二 共益費 区分ごとに定める次の額

宿舎区分	金額（月額）
学生宿舎	1,000円
国際学生宿舎	1,500円
国際交流会館（単身室）	1,500円
国際交流会館（夫婦室）	2,500円
国際交流会館（家族室）	2,900円
30周年記念学生宿舎（単身室）	1,500円
30周年記念学生宿舎（夫婦室）	2,500円
インターナショナルロッジ（夫婦室）	2,500円
インターナショナルロッジ（家族室）	2,900円

三 退去時居室清掃費 区分ごとに定める次の額

宿舎区分	金額（入居時）
学生宿舎	6,000円
国際学生宿舎	11,000円
国際交流会館（単身室・風呂有）	10,000円
国際交流会館（単身室・風呂無）	13,000円
国際交流会館（夫婦室）	20,000円
国際交流会館（家族室）	27,000円
30周年記念学生宿舎（単身室）	11,000円
30周年記念学生宿舎（夫婦室）	18,000円
インターナショナルロッジ（夫婦室）	22,000円
インターナショナルロッジ（家族室）	27,000円

（集会・行事願）

第10条 規則第14条の規定による集会・行事願は、別紙様式第7のとおりとし、原則として集会・行事を行う3日前までに提出するものとする。

（退去手続）

第11条 規則第15条の規定による退去届は、別紙様式第8のとおりとし、原則として退去の1月前までに提出するものとする。

2 退去するときは、学務部学生支援課の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成22年1月13日から施行する。
- 2 国立大学法人長岡技術科学大学学生宿舎規則実施細則（平成16年4月1日細則第7号）、国立大学法人長岡技術科学大学国際交流会館規則実施細則（平成16年4月1日細則第8号）、国立大学法人長岡技術科学大学国際学生宿舎規則実施細則（平成16年4月1日細則第9号）及び国立大学法人長岡技術科学大学30周年記念学生宿舎規則実施細則（平成20年1月16日細則第4号）は、廃止する。

3 この細則施行の際現に入居している者の入居期間は、その者が現に許可されている入居期間とする。

附 則（平成25年8月26日細則第2号）
この細則は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年4月30日細則第1号）
この細則は、平成27年4月30日から施行する。

附 則（平成29年7月28日細則第2号）
1 この細則は、平成29年9月1日から施行する。
2 第9条第3号については、平成29年9月1日以降、新たに学生宿舎等に入居する者から適用する。